伊勢原市文化財保存活用地域計画(案)のパブリックコメントの結果について

パブリックコメントの実施結果

◆意見募集期間 令和3年2月15日(月)~令和3年3月14日(日)

◆周知方法 広報いせはら2月15日号、市ホームページ

◆閲覧方法 市役所1階ロビー、教育総務課窓口、各公民館、市ホームページ

◆提出意見 12件(3人)

◆意見の要旨及び市の考え方 次表のとおり

[対応区分]

A:計画案に反映されているもの B:意見を踏まえ、計画案の修正を検討するもの C:意見として承ったもの

◆今後の予定

文化庁長官による認定に向けた手続き令和3年6月中旬 文化庁へ正式申請

令和3年7月 文化審議会

文化庁長官の認定後、周知の取組開始

No.	箇 所	意見の要旨	区分	市の考え方
1	第2章 3 歴史的背景 (3)災害史	・2段落目で江戸時代(宝永4年)の富士山噴火と元禄16年の地震による被害についての記述があるが、表記は古いものから時代順に元禄16年→宝永4年とするのが良い。	В	御意見を踏まえ、年代順に記載するよう修正しました。
2	第3章 3 歴史的まとまり としての文化財	・市による常設の文化財展示施設が無い中、長年にわたり三ノ宮地区の文化財を保存・活用してきた三宮郷土博物館に関して、これまでの経緯や、今後の連携のあり方などについて言及されるべきではないだろうか。	В	御意見を踏まえ、三之宮比々多神社所蔵の文化財と文 化財保護の取組について記載を追加しました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
3	第3章 4 文化財リスト 表15 民俗文化財(無 形 まつり)	・「どんど焼き」について、員数が10件とあるが、伊勢原市内では数十の自治体でどんど焼きが行われているため、この表記では誤解が生じるのではないか。 ・表中に「廻り地蔵」の記載が無いが、記載しないのか。	В	御意見を踏まえ、「どんど焼き」の員数について表現を修正しました。 「廻り地蔵」については、記載を追加し、「どんど焼き」と合わせて「民俗文化財(無形 風俗慣習)」とし、表を独立させました。
4	第3章 4 文化財リスト 表17 記念物(史跡)	・表には埒面古墳・登尾山古墳・松山古墳その他小規模な古墳群など現存の古墳も含められると思う。 鎧塚古墳群は、1号墳以外にも残っており、群集墳や横穴墓群については、群としての保存・活用を考慮して欲しい。	В	御意見を踏まえ、御指摘の古墳についてリストに追加しました。 鎧塚古墳群に限らず、古墳群、横穴墓群など、群として現存しているものについては、まとまりで評価し、 保存、活用を図っていきます。
5	第3章 4 文化財リスト 表18 記念物(天然記 念物)	・「大山阿夫利神社のカシワ」のほかに「大福寺の大 クスノキ」や「宝城坊の二本杉」は記載しないのか。 ・伊勢原市保存樹木や樹林については、記載しないの か。	В	このリストは未指定の文化財を対象としており、「大福寺の大クスノキ」と「宝城坊の二本杉」は県指定文化財であるため、「第3章 1 指定・登録文化財(2)県指定文化財」の「表4」に掲載しています。また、伊勢原市保存樹木等については「表 18」に樹種と員数を追加して掲載しました。
6	財のまとまり	・市内には国史跡・伊勢原八幡台石器時代住居跡、市 史跡・下谷戸縄文遺跡環状列石及び住居跡を含む多数 の縄文遺跡があります。これを踏まえ、関連する内容 を拡充し、62ページのテーマ別文化財群に縄文文化を 加えて欲しい。	С	御意見として承ります。 御指摘のとおり、伊勢原市にとって縄文時代は、市域 に人々が初めて定住し、大山への信仰が芽生えた時代 として重要です。現在進行中の広域幹線道路の発掘調 査成果を踏まえて、テーマとしての取扱いについて検 討していきます。

No.	箇 所	意見の要旨	区分	市の考え方
7	第5章 3 文化財保存の現状 と課題 (2)文化財保存の課 題	・「エ 文化財所有者が抱える課題」では、資金の確保 が重い課題とされていることから、「保存に関する課 題の整理」の中でも「資金確保」について明確に言及 すべきである。	В	御意見を踏まえ、第5章 3 文化財保存の現状と課題の「保存に関する課題の整理」に、資金確保についての記載を追加しました。
8	第6章 1 基本理念	・基本理念の中に「まちづくり」の記載があるが、ソフト面に対する言及が主である。しかし、利便性や人間の生活都合が優先され、必ずしも景観や文化財を含めた都市環境に良い影響があるとは限らないハード面についても言及し、コスト中心でなく、バリューを中心にしたまちづくりの考え方を共有すべきではないだろうか。	С	御意見として承ります。 文化財をまちづくりに活かしていくためには、御指摘のとおりハード事業も含まれると考えますが、本計画の作成に際して、御意見のような考え方の検討までは至りませんでした。今後の課題とさせていただきます。
9	第6章 図 16 文化財保護に関 する取組方針の体系	・図16の体系の図は、「3文化財調査に関する方針」の前に配置した方がわかりやすい。	В	御意見を踏まえ、図 16 を「2 施策展開に当たっての 考え方」と合わせた位置に配置しました。
10	第6章 5 文化財活用に関す る方針	・「第5章 4 文化財活用の現状と課題 (2)文化 財活用の課題 ア活用の基本」の記載にある「文化 財の保存と活用の両立」は、活用方針の根底となるも のであり、89ページ以降の「第6章 5 文化財活用 に関する方針」にも大原則の要素として読み取れるよ うにするべきである。	В	御意見を踏まえ、「第6章 5 文化財活用に関する方針」に、文化財の保存と活用のバランスを図り、保存に影響のない活用方法の検討について、記載を追加しました。

No.	箇所	意見の要旨	区分	市の考え方
11	第6章 6 人材育成に関する 方針	・方針に「人材育成」が追加されたことは重要な視点であると共感した。文章中で、人材の「流入」あるいは「発掘」を含めて関わる人材を増やす視点について触れているので、91ページの《人材育成に関する方針》にもその要素を追記するとよい。	A	御指摘の「人材を増やす視点」については、文化財に 関わる人材を養成し、多くの人の手で文化財を継承し ていくための「人材育成」に含めて考えています。
12	第7章 5 全体に関わる重要 な取組 (2)施設整備に関す る取組	・本案ではこれまで調査が進んできた石造物、社寺建築、行事、古文書などがリスト化されており、それらの保存・活用を積極的に推進することで、文化遺産の多い街としての認識がさらに向上するものと思われる。 ・こうした成果を目に見える形で恒常的に市民・観光客に提示するためにも、長年の懸案である「活用拠点の確保」、「拠点施設整備」は具体的な成果につなげていただきたい。	С	御意見として承ります。 御指摘のとおり、拠点施設の整備は本市の文化財保護 にとって大きな課題であると認識しています。 そうした中で、社会情勢や行政全体の課題を踏まえ て、総合的に検討した結果、本計画では、長期的な課 題として取り組んでいくことを表記しました。